

	質 問	回 答
1. 全体		
1	「新しい生活様式」とは何か？	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの出現に伴い、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を 実践していく 必要があります。 ・これは、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防のために行うものです。 ・具体的には、人と身体的距離をとることによる接触を減らすこと、マスクをすること、手洗いをすることが重要で、一人ひとりが日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけていくことで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができます。 ・「新しい生活様式」の実践例については、厚生労働省ホームページをご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
2. 飲食店等（措置区域：岡山市・倉敷市）		
1	措置区域での飲食店等で酒類を提供して営業をした場合はどうなるのか？	・要請に応じていただけない場合、知事は施設管理者に対し、命令を出すことができるとされています。この命令に違反した場合には、施設名の公表や20万円以下の過料が科せられることがあります。
2	利用客による酒類の持ち込みも制限されるのか？	・措置区域では、利用者による酒類の店内持ち込みを含め、終日、酒類の提供を控えてください。措置区域外では、19時から翌11時までは酒類提供を控えてください。
3	ボトルキープによる提供は、酒類の提供に該当するか？	・飲食店における酒類の提供を制限しているため、ボトルキープしている場合も酒類の提供に該当します。
4	措置区域外では、酒類の提供は19時オーダーストップなのか、19時に酒を下げる必要があるのか、キープボトルはどうすればよいか？	<ul style="list-style-type: none"> ・19時までに最後の酒類の提供を終える必要があります。19時までに提供を終えることができるよう酒類のラストオーダーの時間を適切に設定するようお願いいたします。 ・19時以降、20時までの間に客の手元にある酒類（キープボトル含む）を下げる必要はありませんが、20時までには客が退店する必要がありますのでご注意ください。 ・措置区域では、酒類の提供は行わないでください。
5	イートインスペースがあるコンビニエンスストアやスーパーは、営業時間短縮の要請の対象か？	・イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、営業時間短縮の要請の対象外です。
6	フードコート内の飲食店等は、営業時間短縮の要請の対象か？	・営業時間短縮の要請の対象となります。
7	ホテル・旅館が宿泊者に対して提供する食事やルームサービスは、営業時間短縮の要請の対象か？	・営業時間短縮の要請の対象外です。
8	テイクアウト形式の飲食店（例：たい焼き屋）だが、営業時間短縮の要請の対象となるのか？	・宅配、デリバリー、仕出し、テイクアウトサービス、持ち帰りは、営業時間短縮の要請の対象外です。
9	営業時間短縮をせずに休業した場合も協力金の対象となるのか？	・通常、20時を超え営業している店舗が、営業時間短縮ではなく休業した場合も協力金の対象となります。
10	飲食店等の場合、20時までの営業時間短縮とは、具体的にどういった状態か？どう対応したらいいのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮とは、20時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、20時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどのお対応をお願いします。 ・加えて、措置区域では、酒類の提供やカラオケ設備の提供を行っている場合、酒類の提供とカラオケ設備の提供は終日行わない（利用者による酒類の店内持ち込みをさせない）必要があります。措置区域外では、酒類の提供は11時から20時までとし、飲食を主としている飲食店（カラオケボックスは除く）においては、カラオケ設備の提供は終日自粛の必要があります。
11	要請期間中、営業時間を短縮できずに20時以降も営業した日がある場合、協力金はどのように支給されるのか？	・営業時間短縮の要請の全期間について時短営業した場合に限り協力金の対象となるため、短縮できなかった日が1日でもある場合は、協力金の対象外となります。ただし、遅くとも8月23日（月）までに時短営業に開始いただければ、協力金を支給します。
12	飲食店営業許可を受けているカラオケボックスは、営業時間短縮の要請の対象か？	・飲食店等に該当するため、営業時間短縮の要請の対象となります。
13	飲食店営業許可のないカラオケ店は、どのような取扱いとなるのか？	・飲食店等に該当しないため、遊興施設として取り扱うこととなります。
14	「飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合」とは、具体的にどのような店舗が対象となるのか？	・昼営業の Snackbar やカラオケ喫茶など、カラオケ施設を有する飲食店が対象です。カラオケボックスは、「飲食を主として業としている店舗」には該当しないため、カラオケ設備の利用自粛の要請の対象ではありません。なお、飲食店営業許可を受けているカラオケボックスは、営業時間短縮の要請の対象となります。

	質 問	回 答
15	ライブハウスは飲食店等に対する営業時間短縮等の要請の対象となるのか？	・飲食店営業許可のあるライブハウスについては、通常、イベント開催（ライブ演奏）と飲食店営業（飲食提供）を一体的に行っており、飲食店等に対する営業時間短縮等の要請の対象となります。
16	結婚式場において、20時以降、飲食を伴わない結婚式を行ってもいいのか？	・飲食店営業許可のある結婚式場は、20時までの営業時間の短縮を要請しているため、20時以降は営業は行わないようにしてください。
17	「業種別ガイドライン」とは何か？	・業種別ガイドラインとは、250を超える業界団体がそれぞれ作成した、コロナ禍で感染拡大防止と事業活動を両立させるためのガイドラインです。例えば、映画館、カラオケ店、飲食店、スーパーなどの業種・施設別のガイドラインが用意されています。小規模企業・個人事業者の方も、あてはまる業種・施設のガイドラインを守りながら、感染拡大防止と事業活動を両立されるようにお願いします。 <業種別ガイドライン一覧> https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf
18	「もしサボ岡山」とは何か？	・県内の施設、イベント会場を利用する際、QRコードを活用して利用者が連絡先を登録してもらうことで、安心して施設などを利用していただくためのシステムです。施設などを利用された方の感染が後日判明した際、登録いただいた方に濃厚接触者の疑いがある場合などに注意喚起を行います。 <詳しくは、こちらのページをご参照ください。> https://www.pref.okayama.jp/page/675221.html
3. 施設の使用制限		
1	「入場者の整理等」とは、具体的にどのような方法で行えば良いのか？	・「入場者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置と、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置の双方を含みます。 ・百貨店の食品売り場など密になることが想定される売り場等について、施設管理者において、人数管理、人数制限、誘導など入場者の整理等を行ってください。 ・人数管理・人数制限等について、例えば以下のような方法がありますので、参考としてください。 【施設全体での措置】 ・出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し、人数管理を行う。 ・出入口数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的制限を行う。 【売場別の措置】 ・入口を限定し、係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う。 ・一定数以上の利用者が入場できないよう人数制限を行う。 ・アプリ等で施設内の混雑状況を配信できる体制等を構築する。
2	床面積1,000㎡以下の施設についても、営業時間短縮の要請の対象となるのか？	・床面積1,000㎡以下の施設であっても、5時から20時までの営業時間短縮の協力をお願いしています。ただし、協力金の支給対象外です。
3	葬祭の取り扱いはどうなるのか？（例えば、お通夜の後、別室での”精進落とし”は？）	・葬祭での精進落としなどでの酒類提供（持込みを含む）は自粛をお願いします。
4	要請の対象外となっている、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗とは？	・「時短・休業要請対象外施設」の一覧にある施設が要請の対象外施設となります。なお、一覧にありますように、そのうち豪奢品（高級衣料品、高級オーディオ等）については、生活必需品としては取り扱いません。
4. イベント関連施設		
1	チケット販売済みのイベントは開催してよいか？	・8月20日までにチケット販売が開始された催物は、「人数上限（5,000人）」と「収容率要件（大声なし100%以内、大声あり50%以内）」でいずれか小さい方を限度とし、21時までの営業時間短縮の要請の対象外です。（ただし、8月21日以降は、「人数上限（5,000人）」と「収容率要件（大声なし100%以内、大声あり50%以内）」でいずれか小さい方を限度とし、21時までの営業時間短縮を満たさないチケットの新規販売を停止してください。）
2	屋内テニス場でのテニススクールは、時短要請対象外施設の「学習塾等」にあたり、要請の対象外となるのか？	・屋内テニス場は、テニススクール等の内容に関わらず、イベント関連施設等の「運動施設等」の施設に該当します。時短協力金については、措置区域内1,000㎡超の施設は協力金の対象施設ですが、それ以外の施設（措置区域内1,000㎡以下の施設及び措置区域外の施設）は協力金の対象となっていません。
3	「適切な換気設備を備えた施設」とは、どういった施設をいうのか？	・機械換気による場合は、機械換気設備等の外気取り入れ量等を調整することで、必要換気量（一人あたり毎時30㎡）を確保することが基準として示されています。また、必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器を使用し、室内の二酸化炭素濃度が1,000ppmを超えていないかを確認することも有効とされています。
4	運動施設等（体育館、スポーツジム等）では、イベントを開催しないときでも、「人数上限（5,000人）」と「収容率要件（大声なし100%以内、大声あり50%以内）」でいずれか小さい方を限度とする要請の対象となるのか？	・要請の対象となります。 ・収容定員が設定されていない場合には、十分な人と人との距離（1m）を確保するようお願いします。